

事務局の業務に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、事務局の業務について必要な事項を定める。

(前提)

第2条 業務の前提は、次のとおりとする。

- 1 白石支部の連携部隊は、北部方面衛生隊及び第11旅団第11通信隊とする。
- 2 特別会員は、隊友会の趣旨に賛同頂いた議員等とする。

(業務)

第3条 札幌地方隊友会規約及び隊友会白石支部規程に基づき、次の業務の調整及び事務処理等を行うものとする。

- 1 防衛及び防災関連施策等に対する各種協力
 - (1) 札幌防衛セミナー等各種講演会への参加
 - (2) 大災害等発生した際の第11旅団に対する情報提供
 - (3) 白石区で大震災等発生した際の隊員家族への支援
 - (4) 札幌市防災ボランティア要員の選考
- 2 自衛隊諸業務に対する各種協力
 - (1) 駐屯地記念行事等への参加及び勤務員の差出
 - (2) 連携部隊記念行事等への参加
 - (3) 連携部隊定年退職官者への祝電
- 3 隊友紙の配布
 - (1) 隊友紙の受領及び会員への発送
 - (2) 隊友紙配達要員の選考
- 4 予備自衛官等に関する支援
 - (1) 予備自衛官等に対する精神教育の実施
 - (2) 予備自衛官永年勤続記念徽章及び上限退職記念品の贈呈
- 5 殉職自衛隊員及び戦没者等の慰霊顕彰に関すること
月寒忠霊塔慰霊祭への参加
- 6 地域社会の健全な発展に寄与すること
町内活動等への積極的な参加を奨励
- 7 会員の福祉厚生、相互扶助及び親睦に関すること
 - (1) 支部計画パークゴルフの主催及び他支部等計画パークゴルフへの参加
 - (2) 隊友会白石支部ホームページの管理・運営
 - (3) 特別会員等計画事業への参加
 - (4) 会員の表彰及び会員の死亡した際の葬儀等への参列
 - (5) 会員証の交付及び回収・返納
 - (6) 会員名簿の作成・保管
- 8 隊友会理事長から委託された事業及びその他前条の目的を達成するにふさわしい事業
当該事業について理事会で業務の実施要領を検討するものとする。
- 9 会議等に関すること
 - (1) 札幌地方隊友会計画会議等への参加
 - (2) 札幌地方隊友会の代議員及び運営委員の選考
 - (3) 支部計画会議等の招集、会議資料の作成及び議事録の作成・保管
- 10 経費に関すること
 - (1) 年度予算計画の作成・執行及び会計監査の実施

(2) 正会員及び特別会員の会費の徴収・保管

(3) 見舞金、香典等の請求及び贈呈

11 その他支部運営に必要なこと

(業務運営)

第4条 支部に総務部会、災害情報部会、家族支援部会及び広報部会を設置する。

2 業務全般の分担等を理事会で決定する。但し急を要する業務は支部長が決定し理事会に報告するものとする。

3 事務局長及び部会長をもって事務局を編成し、業務の全般統制は事務局長が行うものとする。

(会 同)

第5条 会同は、理事会に合わせて行うものとする。但し事務局長が必要と認めるときは、臨時に召集することが出来るものとする。

(雑 則)

第6条 会員資格の喪失条件(連続2年以上会費を未納入)に該当する会員の管理を適切に行うものとする。

2 寄付金を納めない終身会員については、会員の意向を確認し前1項に準じて管理を行うものとする。

3 新入会員を努めて早期に理事へ登用するとともに業務を通じ参画意識の醸成を図るものとする。

4 経費の運用に当たっては、支部を代表し参加する事業を重視して助成するものとする。

(附 則)

この規程は、平成29年3月11日から施行する。